

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
評価調査者養成研修・登録要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第10条に基づき、推進機構が実施する評価調査者の養成研修及び登録に必要な事項を定める。

(評価調査者に関する事業)

第2条 推進機構は、評価調査者養成研修を行なう。

2 推進機構は、登録された評価調査者（以下「登録評価調査者」という。）を対象に次の事業を行なう。

- (1) 推進機構の事業に関する情報の提供
- (2) 評価機関の認証状況、評価調査者募集状況、評価実績等の情報の提供
- (3) 資質向上のための研修機会の提供
- (4) 評価調査者相互の情報交換に関する支援
- (5) 推進機構への提言、相談受付等の機会の提供

(研修の種類及び目的)

第3条 推進機構が行なう研修の種類及び目的は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評価調査者認定研修
推進機構による評価調査者の認定を目的とする。
- (2) 登録更新研修
登録評価調査者の登録の更新を目的とする。
- (3) フォローアップ研修
登録評価調査者の資質の向上を目的とする。

(受講対象者等)

第4条 前条に定める研修等の受講対象者等は、次の各号に定める者とする。

- (1) 評価調査者認定研修
 - ア 評価機関認証要綱第5条第1項第6号に規定する資格要件を満たしている者または満たす見込みのある者
 - イ 推進機構が認証する評価機関に所属して積極的に評価調査を行う意思を表明している者
- (2) 登録更新研修
第12条に定める有効期間が認定研修及び登録更新研修受講修了直後の4月1日から3年目に該当する登録評価調査者
- (3) フォローアップ研修
登録評価調査者

2 他都道府県で同様の研修を修了した場合でも、神奈川県における調査者活動を希望する者は、推進機構が実施する評価調査者認定研修を受講し、評価調査者認定試験に合格しなければならない。

（研修内容）

第5条 推進機構が実施する研修等の内容は、各年度ごとに評価調査者養成研修部会で検討の上、運営委員会の審議を経て公表するものとする。

（研修時間）

第6条 研修等の時間は、次のとおりとする。

（1）評価調査者認定研修 30時間以上

（受講料等）

第7条 推進機構の行う研修等の受講者は、次に定める受講料を納付しなければならない。

- （1） 評価調査者認定研修 25,000円
- （2） 登録更新研修 3,000円
- （3） フォローアップ研修 3,000円

2 受講者が自己の都合により受講しなかった場合、受講料は原則として返還しない。

（合格通知）

第8条 推進機構は、評価調査者認定研修の全課程を受講し、評価調査者認定試験に合格した者に対して合格通知書（様式1）を発行する。

（登録の対象者）

第9条 推進機構への登録は、前条に定める合格通知を受けた者を対象とする。

（登録の方法）

第10条 前条に該当する者は、評価調査者登録申請書（様式2）の提出によって登録される。

2 推進機構は、登録評価調査者に登録証（様式3）を発行する。

（登録申請の期限）

第11条 本要綱第9条に定める者で、登録を希望する者は、本要綱第8条に定める合格通知書発行日から3ヶ月以内に登録申請を行うとともに、推進機構が認証する評価機関に所属しなければならない。評価機関に所属しない場合は、推進機構の登録は抹消され、その効力を失う。

（登録の有効期間）

第12条 登録の有効期間は、認定研修及び登録更新研修受講修了直後の4月1日から3年目に該当する年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第13条 登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式4）によって更新手続を行わなければならない。

2 前項更新手続は、有効期間満了前1年以内に行う。

なお、登録更新を申請できる者は、推進機構が認証する評価機関に所属して、登録の有効期間内に評価調査活動の実績が1件以上あり、推進機構が実施するフォローアップ研修を年1回以上受講していることを要件とする。

3 推進機構は、登録の更新を認定した評価調査者に対して新たに登録証を交付する。

4 本条第1項による更新手続を行わなかった登録評価調査者は、原則として登録に関する効力を失う。

5 登録の更新は、第12条に定める登録の有効期間が、認定研修及び登録更新研修受講修了直後の4月1日から3年目に該当する年度に実施される登録更新研修受講修了を要件とする。

登録更新を申請した者で、登録更新研修を受講できず、登録更新の意思があることを推進機構に書面で連絡してきた者については、次年度に限り、登録更新研修の受講を認める。ただし、次年度登録更新研修修了までの間は効力を失う。

（登録事項の変更）

第14条 登録内容に変更を生じた評価調査者は、登録事項変更申請書（様式5）によって変更申請を行わなければならない。

（登録の取消し等）

第15条 自己の都合で評価調査者登録の取消しを求める評価調査者は、登録取消し申請書（様式6）を提出しなければならない。

2 各評価機関が定める調査者倫理規程に違反するなどして、評価機関等から推進機構に通報があった場合は、事実経過の審査後、評価調査者登録を取り消すことがある。

（登録証再交付）

第16条 登録証を紛失又は汚損した評価調査者は、登録証再交付申請書（様式7）の提出により、登録証の再交付を受けることができる。

（登録手数料）

第17条 評価調査者登録を希望する者又は登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる登録又は更新登録手数料を納付しなければならない。

（1）新規登録手数料 6,000円

（2）更新登録手数料 5,000円

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の審議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 4 年度神奈川県社会福祉協議会「評価調査者養成 0 期研修」及び平成 1 5 年度神奈川県社会福祉協議会「評価調査者養成基本研修」の修了者は、推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了しているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 1 3 条 2 で規定する「なお、登録更新を申請できる者は、登録の有効期間内に評価調査活動の実績が 1 件以上あり、推進機構が実施するフォローアップ研修を年 1 回以上受講していることを要件とする。」は、令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に限り、登録申請要件を問わない。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 3 条 2 「前項更新手続きは、有効期限満了前 1 年以内に行う。

なお、登録更新を申請できる者は、登録の有効期間内に評価調査活動の実績が 1 件以上あり、推進機構が実施するフォローアップ研修を年 1 回以上受講していることを要件とする。」に加え、令和 3 年 4 月 1 日以降、評価調査活動を認められている登録評価調査者は、令和 2 年度までに「標準となる評価基準説明会」を修了している者とする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。